

# 新上五島町産業サポートセンター センター長・産業支援員募集案内

町内の事業所や起業家など多くの町民等が働く喜びと希望に満ちた活力あるまちづくりを目指し、人口増加、定住対策を進めていくため、幅広い相談にワンストップでサポートできる相談業務及び支援を行い、しまの特性を活かした町内産業の振興を図り、地域の経済及び雇用の重要な担い手である中小企業等を維持、継続、発展させ、人口減少に歯止めをかける施策を総合的に実施する産業サポートセンター事業を行います。

つきましては、次のとおりこの事業に従事するセンター長及び産業支援員を募集します。

## 1 産業サポートセンターの主な事業内容

- (1) 町内事業者及び起業家等のワンストップ相談窓口の運営と課題解決方法の提案
- (2) 町内事業所の経営の安定、発展等につながる調査、分析及び課題解決に向けた支援
- (3) 創業、就労及び勤労者の支援制度など各種関係機関等との連携による支援
- (4) 産業振興及び移住・定住促進に係る各種情報収集及び情報提供

## 2 業務内容

### (1) センター長

- ・町内事業所及び創業、就労支援のための個別相談及びフォローアップ
- ・町内事業所の経営の安定、発展等につながる総合的な支援を行うための調査、分析
- ・創業、就労及び勤労者の支援制度など関係機関等との連携強化
- ・その他、この事業を達成するために町長が定める必要な事業

### (2) 産業支援員

- ・町内事業者及び起業家等の支援のために必要な情報の収集及び相談
- ・創業等を支援するための各種関係機関との連絡調整及び連携
- ・就業や移住、定住促進等の地域経済活性化につながる支援の各種情報収集及び情報提供
- ・その他、この事業を達成するために町長が定める必要な事業

## 3 募集要件

### (1) センター長

次の条件を兼ね備える者とする。

- ・町内事業者及び起業家等に対し、経営上の課題や売上げ拡大の支援、的確なアドバイスを行うための圧倒的な情報量を備えた経営感覚及びコミュニケーション能力を有している者
- ・相談者と同じ目線で一緒になって挑戦をサポート及びフォローできる強い情熱を有する者
- ・創業や就労を希望している町民等が、安心して働ける生活環境づくりをサポートできる者
- ・パソコン、インターネットを活用した業務ができる者
- ・普通自動車運転免許を有し、自ら運転できる者

- ・本町に居住し、本事業に従事することが可能な者
- ・二次審査（面接審査）に参加できる者

(2) 産業支援員（移住定住支援担当）

次の条件を兼ね備える者とする。

- ・町内空き店舗及び空き家等の集落調査、相談、支援ができる者。また、民間賃貸住宅情報の収集、提供など、創業、就労及び勤労者（定住者）に対する相談、支援ができる者
- ・町内で働きたい求職者と町内の求人事業所に対し、就職支援の情報提供サービス等の相談、支援ができる者
- ・パソコン、インターネットを活用した業務ができる者
- ・普通自動車運転免許を有し、自ら運転できる者
- ・本町に居住し、本事業に従事することが可能な者
- ・二次審査（面接審査）に参加できる者

4 募集人数

- (1) センター長 1名  
 (2) 産業支援員（移住定住支援担当） 1名

5 勤務地 新上五島町

6 勤務条件等

(1) センター長

- ・雇用形態：新上五島町の非常勤職員として町長が委嘱します。
- ・雇用任期：原則として1年（4月1日から翌年3月31日まで）契約とします。  
 ※基本期間は3年間とし、1年毎の更新とします。ただし、雇用満了時の業務評価により更新しないこともあり得ます。
- ・勤務時間：勤務時間は、週36時間以内を基本とします。  
 ※基本9時00分～17時00分  
 （1日7時間、休憩時間1時間、週休2日）
- ・給与、賃金等：月額 1, 000, 000円（賞与はありません。）
- ・待遇、福利厚生：【諸手当】各種手当はありません。  
 【社会保険等】健康保険、厚生年金、雇用保険に加入。  
 【その他】活動に必要な備品（活動用自動車・パソコン・プリンター等）は町で準備（貸与）します。

(2) 産業支援員

- ・雇用形態：新上五島町の非常勤職員として町長が委嘱します。
- ・雇用任期：原則として1年（4月1日から翌年3月31日まで）契約とします。  
 ※基本期間は3年間とし、1年毎の更新とします。ただし、雇用満了時の業務評価により更新しないこともあり得ます。

- ・勤務時間：勤務時間は、週36時間以内を基本とします。  
     ※基本9時00分～17時00分  
     （1日7時間、休憩時間1時間、週休2日）
- ・給与、賃金等：月額180,000円（賞与はありません。）
- ・待遇、福利厚生：【諸手当】通勤手当あり。その他の手当なし。  
     【社会保険等】健康保険、厚生年金、雇用保険に加入。  
     【その他】活動に必要な備品（活動用自動車・パソコン・プリンター等）は町で準備（貸与）します。

## 7 応募方法、審査方法等

- (1) 受付期限 平成28年2月10日(水)17時まで（必着）
- (2) 応募用紙は、次の申込書を用いて持参、Eメール又は郵送（申込書は町公式ホームページよりダウンロードできます）《HP》<http://official.shinkamigoto.net/>
  - ・Eメール：メールの件名に「センター長・産業支援員募集」と「申込者氏名」を明記  
 《Eメールアドレス》seisaku@town.shinkamigoto.lg.jp
  - ・郵送： 住所 〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585-1  
 新上五島町総合政策課内 産業サポートセンター採用係宛  
 郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること。

※応募の際に提出された書類は返却しない。

※個人情報の取り扱いについては採用候補者の選考に利用するものであり、この目的以外での利用又は他に提供することはしない。

### (3) 審査方法

次の審査方法により決定する。

- ・一次審査：書類審査  
 提出された書類により書類審査を行う。その可否については、原則応募者全員に通知する。
- ・二次審査：面接審査  
 一次審査合格者について面接を行い、採用候補者を決定する。二次審査の可否については、面接審査を受けた人、全員に通知する。

## 8 公募及び審査スケジュール（予定）

公募及び審査方法は次のとおりとする。

- 募集開始                   ：平成28年 1月 4日（月）
- 募集締切                   ：平成28年 2月10日（水） 17時必着
- 一次審査                    ：平成28年 2月22日（月）
- 二次審査（面接審査）：平成28年 2月28日（日）  
     二次審査終了後、最終決定。  
     結果通知：必要な手続き終了後、直ちに通知する。